

「御前崎港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 24 条第 1 項の規定により、「御前崎港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成 17 年 4 月 1 日付公示第 5 号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定により公告する。

平成 25 年 5 月 16 日

清水税関支署長 松坂 幸典

記

記書 1 の表中

「

外国往来船	交通経由場所
(5) シェブロンテキサコジャパン(株)オロナイト私有岸壁にけい留する船舶	シェブロンテキサコジャパン株式会社 正面受付前通路

」を

「

外国往来船	交通経由場所
(5) シェブロンジャパン(株)ドルフィンにけい留する船舶	シェブロンジャパン株式会社 正面受付前通路

」に

改める。

記書 2 の表中

「

場所の名称	所在地	備考
(3) シェブロンテキサコジャパン(株)オロナイト私有岸壁	御前崎市港 6 6 2 0 - 1 5	

」を

「

場所の名称	所在地	備考
(3) シェブロンジャパン(株)ドルフィン	御前崎市港 6 6 2 0 - 1 5	

」に

改める。

附 則

この公示は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

御前崎港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（公示第5号）新旧対照表

改正後			改正前		
1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所			1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所		
外国往来船		交通経由場所	外国往来船		交通経由場所
(1) ~ (4) (省略)		(1) ~ (4) (省略)	(1) ~ (4) (同左)		(1) ~ (4) (同左)
(5) <u>シェブロンジャパン(株)ドルフィン</u> にけい留する船舶		シェブロンジャパン株式会社 正面受付前通路	(5) <u>シェブロンテキサコジャパン(株)オロナイト私有岸壁</u> にけい留する船舶		シェブロン <u>テキサコ</u> ジャパン株式会社 正面受付前通路
2 貨物の積卸場所			2 貨物の積卸場所		
場所の名称	所在地	備考	場所の名称	所在地	備考
(1) ~ (2) (省略)	(1) ~ (2) (省略)		(1) ~ (2) (同左)	(1) ~ (2) (同左)	
(3) <u>シェブロンジャパン(株)ドルフィン</u>	御前崎市港 6 6 2 0 - 1 5		(3) <u>シェブロンテキサコジャパン(株)オロナイト私有岸壁</u>	御前崎市港 6 6 2 0 - 1 5	